小規模個人再生による再生計画認可

平成２３年（再イ）第４３号

新潟市西蒲区[illegible]347番地23

再生債務者　水野公司郎

1　主文　本件再生計画を認可する。

2　理由の要旨　平成23年12月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。

平成24年１月31日　　新潟地方裁判所民事部

小規模個人再生による再生計画取消

平成１８年（再イ）第１０９７号

東京都板橋区中台１―１―２―503

再生債務者　長家　克善

1　主文　本件再生計画を取り消す。

2　理由の要旨　平成19年４月27日に認可した再生計画には、民事再生法189条１項２号に定める事由がある。

平成24年２月１日

東京地方裁判所民事第20部

給与所得者等再生による再生手続開始

平成２４年（再ロ）第１号

山形県上山市宮脇658番地　901号

再生債務者　高橋　修一

1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年２月29日まで

4　一般異議申述期間　平成24年３月14日から平成24年３月28日まで

山形地方裁判所民事部

平成２４年（再ロ）第１号

千葉県柏市緑台８番地８

再生債務者　後藤　　昇

1　決定年月日時　平成24年２月１日午後５時

2　主文　再生債務者について給与所得者等再生による再生手続を開始する。

3　再生債権の届出期間　平成24年２月29日まで

4　一般異議申述期間　平成24年３月７日から平成24年３月21日まで

千葉地方裁判所松戸支部民事部

給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２３年（再ロ）第２９号

横浜市港北区新横浜１丁目27番地３　クレストフォルム新横浜1102号室

再生債務者　吉野　雅信

1　意見聴取に付する再生計画案　平成23年12月13日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年２月16日まで

平成24年２月２日

横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（再ロ）第９号

岡山市北区西之町１番11号　セゾン東安原102

再生債務者　中村　桂子

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年１月31日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年２月23日まで

平成24年２月２日

岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（再ロ）第４号

徳島県徳島市丈六町丈領63番地の61

再生債務者　森本　美香

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年１月12日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年２月27日まで

平成24年１月30日　　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（再ロ）第９号

千葉県鎌ケ谷市東初富３丁目５番29号

再生債務者　松田　英治

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年１月25日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年２月28日まで

平成24年１月31日

千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（再ロ）第６号

和歌山市松江西２丁目５番15号

再生債務者　宮川　和生

1　意見聴取に付する再生計画案　平成24年２月１日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成24年２月29日まで

平成24年２月１日

和歌山地方裁判所民事部破産再生係

教育職員免許状失効公告

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第10条第１項の規定により、次の免許状は失効した。

平成 24 年２月 10 日　　埼玉県教育委員会

1　氏名、本籍地、授与権者、免許状の種類

近野　暁博、神奈川県、神奈川県教育委員会

ヲ　中学校教諭１種免許状（数学）

イ　高等学校教諭１種免許状（数学）

2　失効年月日　平成24年１月20日

3　失効の事由

教育職員免許法第10条第１項第２号該当

会社その他公告

会社公告

継　左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年七月一日

掲載貸借対照表の資産の部　一兆四九八貢（号外第一四六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年七月十五日

掲載貸借対照表の資産の部　一〇兆四四八貢（号外第一五六号）

平成二十三年二月十四日

東京都品川区西五反田八丁目一〇番六号

（甲）株式会社モンリーブ

代表取締役社長　森田　真行

東京都港区南青山三丁目一七番一五号

（乙）株式会社ナラカミーチェ

代表取締役　宮内　正史

会社公告

継　左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十年二月一日

掲載貸借対照表の九十貢（号外第二十四号）

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十四年二月十日

東京都武蔵村山市伊奈平五丁目四三番地の六

（甲）株式会社大空リサイクルセンター

代表取締役　渡部　三郎

東京都武蔵村山市伊奈平五丁目四三番地の六

（乙）有限会社大空土木

代表取締役　渡部　三郎

会社公告

継　左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十四年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年六月二十七日

掲載貸借対照表の資産の部　二六四貢（号外第一三六号）

（乙）掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十三年七月四日

掲載貸借対照表の資産の部　七十三貢（号外第一四七号）

平成二十四年二月十日

東京都港区高輪三丁目一九番一三号

（甲）株式会社日本レストランエンタプライズ

代表取締役　浅井　克巳

東京都渋谷区代々木二丁目四番一号

（乙）株式会社日食田中屋

代表取締役　大貫　和夫

会社公告

継　左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十四年四月一日であり、甲は会社法第七九六条第三項、乙は同第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）金融商品取引法による有価証券報告書提出済。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

平成二十四年二月十日

東京都新宿区西新宿二丁目四番一号

（甲）住友不動産株式会社

代表取締役　小野寺研一

東京都新宿区西新宿二丁目四番一号

（乙）エス・エフ・レジデンシャル有限会社

代表取締役　半澤　謙二